

新規上場銘柄の初値の決定方法等に関する特例措置の導入に伴う

業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
3. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	6
4. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	7

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）<u>（次号に掲げるものを除く。）</u></p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、</p>

午前立会は、午前 9 時から 11 時までとし、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時までとする。

(2) 内国法人の発行する株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）で新たに上場された銘柄のうち、当取引所が定める銘柄（上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定する日までに限る。）

午前立会は行わず、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時までの間において当取引所があらかじめ定める時刻に行う。

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(競争売買の原則)

第 10 条 (略)

2～4 (略)

5 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する当取引所が定める銘柄については、その初値が決定する日まで、前項の規定は適用しない。

6 債券については、第 4 項の規定は適用しない。

(個別競争売買)

第 12 条 (略)

2・3 (略)

4 前 2 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 2 号に規定する当取引所が定める銘柄については、その初値が決定する日までは、同号に規定する当取引所があらかじめ定める時刻に、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一

午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時までとする。

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(競争売買の原則)

第 10 条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 債券については、前項の規定は適用しない。

(個別競争売買)

第 12 条 (略)

2・3 (略)

(新設)

定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) 成行呼値の全部の数量

(2) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量

(3) 当該値段による呼値について、売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

5 債券の売買に係る第2項各号の約定値段を定める場合（前項の規定により売買が成立する場合を除く。）においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、第3項各号（第3号bを除く。）に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

6 前3項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

7 第3項及び第5項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

4 債券の売買に係る第2項各号の約定値段を定める場合（前項の規定により売買が成立する場合を除く。）においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、前項各号（第3号bを除く。）に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

5 前2項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

付 則

この改正規定は、平成22年3月1日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(当取引所が定める銘柄)</u></p> <p><u>第1条の3 規程第2条第1項第2号に規定する当取引所が定める銘柄は、次の各号のいずれにも該当する銘柄のうち当取引所が必要と認める銘柄とする。</u></p> <p><u>(1) 株主数が、上場の時に、50万人以上となる見込みがあること</u></p> <p><u>(2) 保険業法（平成7年法律第105号）に基づく相互会社から株式会社への組織変更に伴い新たに上場される銘柄であること</u></p> <p>（売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅）</p> <p>第12条 規程第12条第7項に規定する当取引所が定める値幅は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年3月1日から施行する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>（売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅）</p> <p>第12条 規程第12条第6項に規定する当取引所が定める値幅は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(特別気配表示による呼値の特別周知)	(特別気配表示による呼値の特別周知)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。	3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>4 前3項の規定にかかわらず、業務規程第2条第1項第2号に規定する当取引所が定める銘柄については、初値が決定する日までは売買立会終了時に売買が成立しない場合にのみ特別気配表示を行うものとする。</u>	(新設)
<u>5 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
付 則	
この改正規定は、平成22年3月1日から施行する。	

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券の制限値幅)	(株券の制限値幅)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前2項の規定にかかわらず、業務規程第2条第1項第2号に規定する当取引所が定める銘柄の初値決定日以前の呼値の制限値幅は、上限を当該銘柄の基準値段に100分の130を乗じて算出した値幅とし、下限を当該銘柄の基準値段に100分の25を乗じて算出した値幅とする。</u>	(新設)
4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</u>	3 <u>前2項の規定にかかわらず、新株券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</u>
5 (略)	4 (略)
6 <u>第1項及び前2項の場合における、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段並びに第3項の場合における、基準値段に上限の制限値幅を加えた得た値段及び下限の制限値幅を減じて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</u>	5 <u>第1項及び前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</u>
(基準値段)	(基準値段)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前2項の規定にかかわらず、業務規程第2条第1項第2号に規定する当取引所が定める銘柄の新規上場日の呼値の制限値幅の基準値段は当該銘柄の発行価格又は売出価格とし、新規上場日後、初値決定日以前の呼値の制限値幅の基準値段は呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された前日の当該銘柄</u>	(新設)

の最終特別気配値段（前日に最終特別気配値段がない場合には前日の当該銘柄の基準値段）とする。

4 第1項第4号及び第5号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券又は交換社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

#### 付 則

この改正規定は、平成22年3月1日から施行する。

#### 別表 基準値段算出に関する表

1～4 (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 新株予約権の行使に際して払い込む金額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額に新株予約権の行使により交付される株式の数を乗じて算出する金額とする。

(注6) (略)

3 第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券又は交換社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

#### 別表 基準値段算出に関する表

1～4 (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 新株予約権の行使に際して払い込む金額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額とする。

(注6) (略)